

高松市農業委員会告示第2号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段の面積を次のように定めます。

平成25年3月29日

高松市農業委員会
会長 三笠 輝彦

地区別	農地法第3条第2項 第5号の面積	適用区域
島 嶼 地 区	5アール	男木町，女木町および 庵治町字島々の内大島 の区域
本 土 地 区	20アール	男木町，女木町および 庵治町字島々の内大島 の区域を除く区域